## 生駒市規則第13号

初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則 初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和41年11月生駒市規則第6号)の 一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

## 第3条 削除

第13条第5項中「第4条第3項」を「第4条第4項」に改める。

別表第1を次のように改める。

## 別表第1 削除

別表第3第4項中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

別表第5備考第4項中「又は」を「若しくは」に、「課程を」を「課程又は薬 学若しくは獣医学に関する課程(修業年限4年のものに限る。)を」に改める。

## 附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第5の改正規定は、公布の日から施行する。